

東京データプラットフォーム  
アドバイザーサービス規約

## 目次

第1条（定義） .....	3
第2条（アドバイザーサービスの利用申込） .....	3
第3条（アドバイザーサービスの内容） .....	3
第4条（甲の責任） .....	4
第5条（乙が提供する情報の利用） .....	4
第6条（乙の責任） .....	4
第7条（契約解除） .....	5
第8条（有効期間） .....	5
第9条（不可抗力免責） .....	5
第10条（利用料金） .....	5
第11条（規約の追加・変更） .....	5
第12条（残存条項） .....	6
第13条（権利義務の譲渡） .....	6
第14条（完全合意） .....	6
第15条（準拠法） .....	6
第16条（合意管轄） .....	6
第17条（協議事項） .....	6

## 東京データプラットフォーム アドバイザーサービス規約

東京データプラットフォーム アドバイザーサービス規約(以下「本規約」という。)は、東京都(以下「甲」という。)が運営する東京データプラットフォーム事業で甲が本サービス(第1条第3号で定義する。)の利用者(以下「乙」という。)に提供する本サービスの提供条件と、甲と乙の間に生じる権利義務関係を定めるものである。

甲と乙は本規約に定めることのほか、会員規約(第1条第1号において定義する。)に従う。本規約において会員規約と異なる事項を定めた場合は、本規約が優先して適用されるものとする。

**第1条 (定義)**

本規約において、次に掲げる語は次の定義による。

## (1) 会員規約

「東京データプラットフォーム 会員規約」

## (2) 本契約

本規約に基づき、東京都と利用者との間で成立する本サービスの利用に関する契約

## (3) 本サービス

第3条第1項各号に定める甲が乙に対して提供するサービス

**第2条 (アドバイザーサービスの利用申込)**

乙は、本サービスの利用を希望する場合、甲が別途定める方法により、甲に対し本サービスの利用の申込みを行うものとする。

- 2 前項の申込みがあった場合、甲と乙は、本サービスの詳細に関する協議(協議すべき事項については次条第3項各号で定める。)を行うものとする。
- 3 前項の協議により、本サービスの詳細に関して甲と乙とで合意ができた場合、甲が、乙に対し、本サービスの提供を開始する旨の通知を行うことをもって本契約が成立するものとする。

**第3条 (アドバイザーサービスの内容)**

乙が、東京データプラットフォームにおいて、他の会員とデータ取引を行うに際して、甲は、本条第3項の協議により定められるアドバイザーを通じ、前条第3項の本サービスの詳細についての合意に従い、次の各号に定めるサービスを提供するものとする。

## (1) ニーズにマッチする他の会員やデータの紹介(マッチング)

## (2) 事業化の検討に資する情報の提供

## (3) データ処理技術に関する技術的な助言

- 2 甲は、本サービスを、一般財団法人 GovTech 東京(以下「丙」という。)の協力を得て提供するものとし、乙はこれを了承する。
- 3 前条第2項の定めにより協議すべき本サービスの詳細は、次の各号に定める事項とす

- る。
- (1) 本サービスを担当するアドバイザー
  - (2) 本サービスの有効期間（提供期間）
  - (3) 本サービスの提供の方法・頻度
  - (4) 乙が本サービスを利用するにあたり、甲に対し提供した情報の甲及び丙による利用の条件
  - (5) その他必要な事項
- 4 本サービスは技術的な助言や客観的な情報提供であり、乙が東京データプラットフォームを通じて行う事業について、乙を拘束するものではない。乙は、助言の適否及び提供を受けた情報に関しては自己の責任で受入れ判断を行うものとする。

#### 第4条（甲の責任）

甲は、乙による本サービスの利用に関して損害が発生したとしても、甲に故意又は重過失がない限り当該損害について一切の法的責任を負わないものとする。

- 2 乙への本サービスの提供に関する法的責任は甲が単独で負うものとし、乙は、丙が乙に対し何らの責任を負わないことを確認し、了承する。

#### 第5条（乙が提供する情報の利用）

乙が本サービスの利用に際して甲に提供した情報について、第3条第3項の協議により定められた範囲で、甲及び丙は他の会員への本サービスの提供において利用することができるものとする。乙は、第3条第3項の協議により定められた範囲で、甲が丙に対し、本サービスの利用に際して甲に提供した情報を、乙に対する本サービスの提供の目的で開示すること、並びに甲及び丙が、他の会員への本サービスの提供の目的のため、当該他の会員に対し開示することを承諾する。

- 2 甲は、乙が本サービスの利用に際して甲に提供した情報を、前項の定めにより丙又は他の会員に対して開示することができる場合を除き、第三者に開示又は提供してはならない。
- 3 甲は、乙が本サービスの利用に際して甲に提供した情報を、第1項の定めにより丙又は他の会員に開示する場合、当該丙又は他の会員に対して、適切な秘密保持義務を課し、適切な方法により甲から開示を受けた情報を管理させるものとする。丙が、甲から開示を受けた情報を漏えい、滅失、若しくは毀損し、又は乙に対する本サービスの提供の目的及び他の会員への本サービスの提供の目的以外の目的で利用し、それにより乙に損害が発生した場合には、甲が当該損害につき責任を負うものとする。

#### 第6条（乙の責任）

乙が会員規約第23条第2項に基づき他の会員とデータの提供に関する契約を締結した場合、甲が別途定める様式及び方法にて、契約締結の旨、契約の相手方その他契約の内容について甲に通知するよう努めるものとする。

## 第7条（契約解除）

甲は、乙が以下の各号のいずれかの事由に該当する場合には、通知催告を要することなく直ちに本契約を解除することができるものとする。

- (1) 本規約の定めのある違反があるとき
- (2) 支払の停止があったとき、支払不能の状態に陥ったとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又は仮差押えその他の保全処分若しくは差押処分を受けたとき
- (3) 法令又は公序良俗に反する行為を行ったとき
- (4) 甲又は第三者の知的財産権（特許権、著作権、実用新案権、意匠権、商標権等）を侵害したとき
- (5) 甲又は第三者の信用又は名誉を毀損したとき
- (6) 本サービスの運営を妨げ、又は支障を及ぼしたとき
- (7) その他本契約の履行を継続できないと認められる相当の事由があるとき

2 甲は前項の解除により乙に生じる不利益についての責任を負わないものとする。

## 第8条（有効期間）

本契約の有効期間に関わらず、乙が東京データプラットフォームの会員ではなくなった場合（その理由は問わない。）、本契約も当然に終了するものとする。

## 第9条（不可抗力免責）

本契約の有効期間中において、天災地変、戦争、暴動、内乱、自然災害、停電、通信設備の事故、クラウドサービス等の外部サービスの提供の停止又は緊急メンテナンス、法令の制定改廃その他の甲及び乙の責に帰すことができない事由による本契約の全部又は一部の履行遅滞又は履行不能については、甲及び乙は責任を負わない。

## 第10条（利用料金）

本サービスは無料で提供されるものとし、甲は本サービスの利用の対価としての利用料金を乙から徴収しないものとする。

2 甲は、今後の本サービスやその環境の変化を踏まえ、本サービスを有料とすることがある。その場合の手続は、有料とする際に別途定めることとする。

## 第11条（規約の追加・変更）

東京都は、会員の一般の利益に適合する場合又は本規約の目的、変更の必要性、変更後の内容の相当性等を考慮して、合理的と判断した場合には、本規約を変更することができるものとする。

2 東京都は、本規約を変更する場合には、当該変更内容及び変更の効力発生日を東京データプラットフォームウェブサイト (<https://www.tdpf-hp.metro.tokyo.lg.jp/>) に掲載する

こと又は会員が登録したメールアドレスに電子メールを送信することその他適宜の方法により、会員に周知するものとする。

#### **第 12 条（残存条項）**

本契約終了後も、第 4 条（甲の責任）、第 5 条（乙が提供する情報の利用）、本条、第 13 条（権利義務の譲渡）、第 15 条（準拠法）及び第 16 条（合意管轄）は有効に存続する。

#### **第 13 条（権利義務の譲渡）**

甲及び乙は、本契約上の当事者の地位又は本契約に基づく権利義務の全部又は一部を、相手方の事前の書面による承諾がない限り、第三者に譲渡、移転若しくは承継させ、又は担保権の設定その他一切の処分をすることはできない。

#### **第 14 条（完全合意）**

本契約は、甲と乙の最終的な合意であり、本契約の主題に関する両者の従前の書面又は口頭の合意に優先して適用されるものとする。

#### **第 15 条（準拠法）**

本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

#### **第 16 条（合意管轄）**

甲及び乙は、本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

#### **第 17 条（協議事項）**

本規約の内容について疑義が生じた場合、又は定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決を図るものとする。

#### **【附則】**

本規約は、令和 6 年 1 月 31 日から施行する。